

# 杉並区和泉第三町会々則

2011(H23)年06月現在

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は杉並区和泉第三町会と称し、事務所は会長宅におきます。
- 第2条 本会の会員は別紙要図の地域内居住し、本会の趣旨に賛同した者で組織します。
- 第3条 本会の会員相互の親睦と福祉の増進により、明るい町づくりを図ることを目的とします。
- 第4条 本会則を変更する場合は、役員会に諮り総会の議決を要します。

## 第2章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおきます。
- 会長 1 名 副会長 3 名 会計役 1 名 監査役 2 名  
部長及び地区長 若干名
- 第6条 本会に顧問、相談役をおくことができます。
- 1、顧問・相談役は役員会において推挙します。
  - 2、顧問・相談役は役員会に出席し意見を述べるすることができます。
- 第7条 役員は次の方法で選出します。
- 1、会長・副会長・会計役・監査役は総会で選出します。
  - 2、部長及び地区長は役員会に諮り会長が選任します。
  - 3、役員の任期は二ケ年とし、重任をさまたげません。
- 補欠就任は前任者の残任期間とします。

## 第3章 役員の任務

- 第8条 役員の任務は次のとおりとします。
- 1、会長は本会を代表し、会務を統括します。
  - 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します。
  - 3、会計役は金銭出納と経理事務を担当します。
  - 4、監査役は会務、会計の監査を行います。
  - 5、部長及び地区長は会長の指示により会務を分担します。

## 第4章 会 務

- 第9条 会務は会長が選任した部長、地区長及び班長により処理します。
- 1、会務をその分野にしたがい部に分けて、部長がこれを処理します。
  - 2、各地区に区長をおき、地区内における会務を遂行します。
  - 3、地区内に若干の班長をおき、班内における会務を遂行します。

## 第5章 会 議

第10条 本会は次の会議を行います。

- 1、通常総会は毎年一回、会計年度終了後二ヶ月以内に開催し、会務、決算  
予算及び役員を選出、その他重要事項を決議します。  
緊急を要する場合は臨時総会を開催します。
- 2、総会は会長が招集し、議長は会長が務めます。
- 3、役員会は会長、副会長、会計役、部長、地区長を以て構成し、毎月一回  
常例会を開催します。  
役員会は、必要に応じ随時開催します。
- 4、役員会、臨時役員会は会長が招集し、議事を扱います。
- 5、会議は三分の一以上の出席者を以て成立し、議事は過半数の同意で決します。

## 第6章 会費及び会計

第11条 本会の経費は会費及びその他の収入を以て、これに充当します。

第12条 本会の会員は毎月100円以上の会費を負担します。

第13条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日を以て終わります。

## 附 則

- 1、会務運営上の細則は本会の趣旨に基づき別に定めます。
- 2、本会則は昭和39年2月21日より実施します。
- 3、平成6年4月 一部改正（第6章第11条）
- 4、平成7年4月 一部改正（第1章1条に一部挿入、第4条を追加  
第2章第5条、第5章第10条の1・2）
- 5、平成22年5月 一部改正（第2章第5条）